科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 6 月 22 日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2008~2009課題番号:19530417

研究課題名(和文) 会計基準のコンバージェンスと無形資産

研究課題名(英文) International Convergence of Accounting Standards and the impact on Accounting for Intangibles

研究代表者

藤田晶子(FUJITA AKIKO) 明治学院大学・経済学部・教授

研究者番号: 20227599

研究成果の概要:

そもそもの研究の目的は無形資産という切り口を通して、会計基準のコンバージェンスに向けた現在の動向が拠りどころとする理論的基盤を研究し、会計基準のコンバージェンスがはたして現行の会計制度または会計理論に対して影響を与えるのか、与えるとすればいかなる影響か、それにより企業の経営戦略がどのように変化するのかについて、とりわけ無形資産に焦点を当てて研究することであった。

成果としては、主として次の2点である。第1に、IASB および FASB を軸とした会計基準のコンバージェンスに向けた動向の理論的基盤を会計測定の側面について明確にしたこと、第2に、このような動向が無形資産会計およびわが国および EU の財務報告のあり方に与える影響について、分析をおこなったことである。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経営学・会計学

キーワード:国際会計・コンバージェンス・無形資産

1. 研究開始当初の背景

2005年度にEUがIFRSの強制適用を決定してからというものの、会計基準の国際的コンバージェンスが喫緊の課題となり、IASBおよびFASBを軸により質の高い会計基準設定に向けて活発に議論されるようになった。その後も、2008年にはSECが国外の企業に対してIFRSの採用を認めるなど、コンバージェンスに向けた動きはますます加速化しつつある。

IASB および FASB が推し進めるコンバージ

エンスは、単に会計制度の表面的な国際的調整に止まらず、会計基準のパラダイム変革を伴うものであるが、しかし他方で、その目的および理論的根拠は必ずしも明確ではない。少なくとも IASB および FASB が主張する会計基準に対する考え方は、これまでのわが国が拠り所としてきた理論的基盤とは意を異にしており、したがって、会計基準のコンバージェンスがわが国の会計理論および財務報告制度の在り方に大きく影響を与えることはいうまでもない。

会計基準のコンバージェンスがわが国の会計 理論および財務報告制度の在り方にどのよう な影響を及ぼすのかについては体系的に充分 に吟味されているとはいえず、このような反 省をふまえて、このたびの研究プロジェクト を立ち上げた次第である。

2. 研究の目的

研究の目的は無形資産という切り口を通し て、会計基準のコンバージェンスに向けた現 在の動向が拠りどころとする理論的基盤を研 究し、会計基準のコンバージェンスがはたし て現行の会計制度または会計理論に対して影 響を与えるのか、与えるとすればいかなる影 響か、それにより企業の経営戦略がどのよう に変化するのかについて研究することを目的 とした。具体的には、現在、会計基準の国際 的なコンバージェンスに向けた動きが EU 資 本市場を背景にした IASB (国際会計基準審 議会)とアメリカ資本市場を背景にした FASB(米国財務会計基準審議会)の2つを 軸に加速化している。IASBと FASB がコン バージェンスに向けて拠りどころとする理論 的基盤がどのようなものであるかを無形資産 に焦点をあてて検討することであった。

3. 研究の方法

主として無形資産をめぐる会計基準のコンバージェンスおよび EU の財務報告制度や EU 企業が公表する財務報告の実態調査については文献研究およびインタビューにもとづき研究を進めた。インタビューは 2009 年 3 月にフランス・パリにおいて CNC (国家会計審議会)の委員長 Le Petit 氏および委員 Colasse 氏に対して行った。EU 企業が公表する財務報告の実態調査については、国際的監査法人である Ernst & Young の報告書を参考にしながら、今後も調査を続けていく予定である。

4. 研究成果

研究成果としては、主として、第1に、会計基準の国際的なコンバージェンスの意義、それが各国の財務報告制度に与える影響を文献およびインタビューにより調査研究をおこない、それぞれの課題を明確にしたこと、第2に、会計基準の国際的なコンバージェンスが無形資産会計が与える影響を文献および企業が公表するアニュアルレポートの分析により調査研究をおこない、明らかにしたことである。

まだまだ研究途上で課題は多く残されているが、これまでの研究成果を簡単にまとめることにしたい。

(1) 会計基準のコンバージェンスと EU の

動向

SECが国外企業に対してIFRS採用を容認するなど、会計基準の国際的なコンバージェンスがますます加速化するなかで、今後、EU諸国がどのような役割を果たし、どのように自国独自の会計制度を維持していくのかについて、とりわけフランスに焦点を当てながら、文献およびインタビューを通じて研究を当てながおこなった。その研究成果を、第1に、コンバージェンスの意義、第2に、コンバージェンスのもいえるSECによるIFRS採用とその後のEUの役割、第3に、コンバージェンスにおける全面公正価値会計の考え方の3つの項目に分けて報告することにしたい。

会計基準の国際的なコンバージェンスは、 投資家の利害が損なわれない程度に、投資家 が各国企業の財務報告をあり程度比較できる 程度に、各国の会計基準を緩やかに統合して いくところに意味があるといえよう。しかし、 近年、FASB および IASB によるコンバージェンスの動向は、会計基準の統合よりもむし ろ会計基準の画一化を狙ったものであるが、 このような会計基準の画一化、すなわち、グローバル市場におけるシングル・セットの会計基準の存在がいかなる意味を持つのだろうか。

文献およびインタビューによる調査研究の 結果、会計基準はただそれだけで経済社会で 機能するものではなく、それを支えるさまざ まな制度や文化とともに機能するものであり、 したがって、会計基準それだけをもって国際 的に画一化したところで、その適用結果は一 様ではなく、結局のところ、失うものは大き くても得られるものはあまりないという極め て虚しい結果になることが明らかになった。 これについては、とくにアメリカの学術論文 でも指摘されているところであるが、フラン スでのインタビューでも同様の結果が得られ た。このように二カ国において会計基準の画 一化が疑問視されているにもかかわらず、不 思議なことに非常に重要な問題点であるにも かかわらず、IASB は直視しようとしていな

<SEC による IFRS 採用と EU の役割>

SEC は 2008 年 8 月に IFRS 採用に向けたロードマップを示した。SEC による IFRS 採用は EU の念願であるものの、他方で、このことは SEC による IFRS への積極的な関与、ひいては IFRS の US-GAAP 化を暗に示唆するものでもある。

すなわち、これまで頑強に自国の会計基準を 守り続けてきたSECが無条件にIFRSを受け 入れるはずがなく、IFRS 採用後は、当然の ことながら、積極的に IFRS を統制しようと するはずである。結局のところ、SEC による IFRS 採用は、これまで IFRS に対して主導的立場にあった EU の権限を弱体化させ、IFRS の US-GAAP 化を余儀なくさせるものである。

EU 諸国はこのことをどのように考えているのであろうか。この点については、フランスでのインタビューによる調査研究の成果を次にまとめている。

2009 年 3 月にフランス・パリにておこなった CNC (フランス国家会計審議会) の委員長および委員に対するインタビューの内容は次のとおりである。

フランスはこれまで商法および税法の主導で個別会計に重点をおいた会計規制を敷いに重点をおいた会計規制を敷化にまり連結会計を導入するにいたった。すないては、個別は自国基準を展示し、連結は国際の基準を採用する。したがって、CNCにもないと連結でのIFRSのUS-GAAP化を連に連結でのがらも、できるかが会計を表れている。とも、できるかで独自のなかで独自のようである。とも、連単分離が半永久的に維持である。とも、といずれは個別会計もUS-GAAP化ることになるだろうとの見解を示している。<コンバージェンスと全面公正価値会計>

IASB は、これまでの収益費用アプローチにもとづく取得原価会計に代わり、資産負債アプローチにもとづく公正価値会計を推進しているが、このたびの金融危機は時価の脆弱性を露呈させ、IASB が推進する公正価値会計の問題点を顕在化させる結果となった。

これについては、文献およびインタビューによる調査研究をおこなった。

全面公正価値会計については、我が国とどうようにアメリカの学術論文においても批判されているところであり、フランスにおいてもほぼ同様の意見と思われたが、取得原価会計を原則としてきたわが国に対して、フランスにおいては資産再評価を容認してきていることから、わが国に比べると寛容な態度で臨んでいることが分かった。

(2) 会計基準のコンバージェンスと EU 企業の財務報告

EU 企業による IFRS の採用状況について、すでに述べた Ernst & Young の調査報告書を参考にしながら、研究結果をまとめておくことにしたい。 Ernst & Young の報告書は CAC40 社およびその他の EU 企業 30 社を対象に 2006 年度および 2007 年度の IFRS の採用状況について調査したものである。

<IFRS の採用状況>

EU委員会はEU域内の企業に対してIFRS

の採用を義務づけているが、その場合の IFRS とは EU 委員会が認めた IFRS のみで あり、IASB が公表する IFRS とは若干であ るが異なっている。

EU 版 IFRS を採用

2006年度 49社

2007年度 34社

IASB 版 IFRS を採用

2006年度 4社

2007年度 1社

EU版 IFRS と IASB版 IFRS の両方を採用

2006年度 12社

2007年度 30社

2006 年度から 2007 年度にかけて、EU版 IFRS と IASB 版 IFRS の両方を採用する企業が増加している。この背景には、1つには、SEC が国外企業に対して IFRS の採用を容認したこと、もう1つには、IOSCO が IASB 版 IFRS の採用を推奨していることがあると考えられる。

<IFRS の規定がない取引に対する会計処理
>

IFRS はすべての取引に対して網羅的に会計処理を規定しているわけではない。その例として、支配獲得後における子会社株式の一部売却および追加取得に係る会計処理、広告宣伝費および販売促進費に係る会計処理がある。

支配獲得後における子会社株式の一部売却 および追加取得については、親会社概念のも とで連結財務諸表を作成するか、経済的単一 体概念のもとで連結財務諸表を作成するかで 異なる。

親会社概念を採用

2006 年度27 社2007 年度27 社

経済的単一体概念を採用

2006年度 6社

2007年度 8社 いずれかを明記していない

2006年度 32 社

2007年度 30社

以上の調査結果から分かるように、IFRS の規定がない取引については、2006 年度も2007 年度もそれほど大きな影響がない。

他方で、広告宣伝費および販売促進費の会計処理はどうであろうか。これまで IFRS は広告宣伝費および販売促進費の額を無形固定資産として繰延処理することを認めていたが、その後、方針を転換し、2008 年にはこれらの繰延処理を認めないこととしている。

この会計処理についてはいずれの企業も費用処理しており、その旨を注記で明記している企業もある。

このように IFRS を軸としたコンバージェンスは少なくとも EU 域内においては達成されつつあるが、IFRS に規定がない場合など、まだまだ課題は少なくない。

(3)無形資産をめぐる会計基準のコンバージェンス

IFRS(IAS38 号)を軸にした会計基準の国際的なコンバージェンスは無形資産の領域においても確実に前進しつつある。この動向について、文献研究および ASBJ における討論にもとづき研究成果をまとめている。

昨年、FASBに続きわが国の ASBJ も企業結合時に取得した仕掛研究開発を無形固定資産として処理できるよう会計基準を改正したのは、まさしくその証左といえよう。そのほか、自己創設無形資産のうち、開発費の資産計上が、目下、議論されており、近日中に論点整理が公表される予定である。

しかし、会計基準の国際的なコンバージェンスが性急に達成されつつあるのとは裏腹に、課題を浮かび上がってきている。第 1 には、会計基準が統一されても、その適用が業種や企業によりさまざまであること、第 2 に、FASB およびわが国 ASBJ が公表する会計基準間で矛盾が生じていることである。

第1については、たとえば、IFRSによれば開発費は資産計上しなければならないが、どの段階からの支出額を開発費として繰延処理するかは企業の判断により委ねられており、実際のところ、開発費を資産計上している企業もあれば、費用処理している企業もあるのが現状である。したがって、すでに述べたように、会計基準が文言上で画一化されたとしても、必ずしもその適用結果が同じであるとはかぎらないということである。

第2については、たとえば、仕掛研究開発 と自己創設研究開発との会計処理の矛盾をあ げることができるかと思われる。

今後、いかに会計基準間の整合性を維持していくかが課題となろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

藤田晶子 「無形資産会計とその将来的課題」 『企業会計』第60巻第6号、66-71頁、2008. 斎藤静樹・藤田晶子 「会計基準の動向と会計 基準論のパラダイム」『研究所年報』2008. 藤田晶子 「会計基準論のパラダイム変革と会 計測定」『会計』第175巻第1号、12-23頁。 〔学会発表〕(計2件)

藤田晶子 「会計基準論のパラダイム変革と会計測定」日本会計研究学会第67回(2008年9月開催)全国大会統一論題報告(立教大学)藤田晶子 「国際会計基準と会計教育」日本会計教育学会第1回大会(2009年10月開催予定)自由論題報告

[図書] (計0件)

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

[その他]

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤田晶子(FUJITA AKIKO) 明治学院大学・経済学部・教授 研究者番号: 20227599

(2)研究分担者

斎藤静樹(SAITO SHIZUKI) 明治学院大学・経済学部・教授 研究者番号:80107482

鳥居宏史(TORII HIROSHI) 明治学院大学・経済学部・教授 研究者番号:30139472

佐藤成紀(SATO SEIKI) 明治学院大学・経済学部・教授 研究者番号:90225954

Clemence GARCIA

明治学院大学·経済学部·講師研究者番号:60440179

(3)連携研究者